

平成29年1月定例教育委員会

日時 平成29年1月18日(水)
午後1時00分～

○中島委員長

ただいまから平成29年1月定例教育委員会を開催します。よろしくお願いいたします。

初めに昨年12月27日から新たに教育委員に就任された鱸委員から一言いただきたいと思えます。

○鱸委員

皆様、こんにちは。これまで教育の行政に携わる機会は無かったのですが、総合療育センター勤務の以前に鳥取療育園の園長をしており、そこで、色々な障がいのある子どもたちが病気をもちながら、健やかに成長していく中で、まずは命、次に生活、そして、その中での教育をどうしていくかということについて、スタッフと一緒に考える機会がありましたので、そういうこともあって委員に推していただいたのかと思っています。

私は整形外科医で、発育段階の小さな子どもから色々な競技のプロの選手まで、さまざまな方を診ているのですが、その中で、教育を通して、勉強だけでなく、人間性、自律、責任といったこともきちんと育てていかないといけないと感じていたところです。これから、教育を俯瞰する目線を持って、今まで自分が思ってきたところも活かしながら、さまざまなことを勉強しながら務めていこうと思えますので、よろしくお願いいたします。

○中島委員長

ありがとうございました。それでは、教育総務課長から、日程説明をお願いします。

1 日程説明

○林教育総務課長

本日は、議案2件、報告事項1件、計3件につきまして、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

2 一般報告及び議案の概要説明

○中島委員長

では、教育長から、一般報告と、議案の概要の説明をお願いします。

○山本教育長

新たに鱸委員をお迎えして初めての定例教育委員会となりますが、鱸委員におかれましては、大所高所から、また医療の分野から色々なご助言いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

一般報告をさせていただきますが、年始になりますと予算を詰める作業が一気に始まるということもあり、外に出る機会があまり多くなく、庁内で色々な調整等を行いながら過ごしてきました。昨日、委員の皆様方は総合教育会議について、本当にお疲れさまでございました。そこで議論された内容に予算の内容も集約されるのですが、県庁の予算編成の作業は来週からが本番で、知事の聞き取りを行い、その一回で査定を行うこととなっておりますので、それに向けてもう一頑張り、職員とともに、来年度いい仕事ができる予算をしっかりと確保して参りたいと思っています。12月28日に実施した政策戦略会議、昨日の総合教育会議でもありましたが、災害復興、今回の中部地震を教訓とした対応が県全体の大きなテーマとなる中、教育についてもそういった予算を措置していきたいと考えております。

1月6日には、年末に嬉しいニュースのあった青谷横木遺跡の視察に行つて参りました。先月の定例教育委員会で報告もありましたが、国内で2例目となる女子群像の絵が発見されたということで、国内的にも大きく取り上げられており、今日は委員会の後に実物を委員の皆様方にもご覧いただきたいと思つております。こうした機会を捉えながら、しっかりと情報発信をして、こうした遺跡、遺跡を含む地域に光が当たるような取り組みにつなげていきたいと考えています。酉年となる今年も、引き続き、子どもたちはもとより、教育界全体が羽ばたくような年にできればと思つております。よろしくお願ひ申し上げます。

議案につきまして、本日は2件の議案をお願いしております。議案第1号は、委員長職務代行者の指定についてということで、松本委員が委員長職務代行者として指定を受けておられました。任期満了に伴い、新たに職務代行者の指定を行つていただくとするものです。議案第2号は、鳥取県文化財保護審議会への諮問についてということで、条例の規定に基づき、上田家の文書を保護文化財に指定することについて、文化財保護審議会に審議をお願いするかどうかについて、ご審議いただくとするものです。

3 議 事

(1) 議 案

○中島委員長

では、議題に入ります。本日の署名委員は坂本委員と、佐伯委員にお願いします。

議案第1号なのですが、人事に関する案件ですので非公開としたいと思つますが、いかがでしょうか。（賛同の声）。それでは、非公開で行うこととします。関係課長以外の方は席をお外してください。

【非公開】

議案第1号 委員長職務代行者の指定について

【公開】

議案第2号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○中島委員長

先ほどの審議の結果、委員長職務代行者を若原委員にお願いすることになりましたので、ご報告申し上げます。

それでは、議案第2号について、ご説明をお願いします。

○片山文化財課長

議案第2号、鳥取県文化財保護審議会への諮問についてです。この度、古文書3件について、一括して県文化財指定に向けて、文化財保護審議会に諮問を行おうとするものです。古文書は、鳥取市の上田家に伝わるもので、資料の2頁にカラー写真を付けておりますが、羽柴秀吉掟書、尼子晴久書状、毛利元就・輝元書状の3件です。上田家は江戸時代に、現在の八頭郡にあたる八上郡で庄屋などを務めた家です。羽柴秀吉掟書については、鳥取城が秀吉の兵糧攻めにより落城した後、秀吉が宮部継潤を鳥取城主として配置した際に宮部に対して出した掟書です。因幡国の支配の方針を示したもので、当時の因幡国の支配の状況を表す重要な文書と考えられます。尼子晴久書状、毛利元就・輝元書状の2件については、出雲国の国人である赤穴氏が受給した書状で、1542年に赤穴瀬戸山城での戦いにおける赤穴氏の功績に対して出された書状と、1562年に毛利氏の九州攻めにおける赤穴氏の功績に対して出された書状です。いずれも出雲国での出来事ですが、このことは因幡志にも記載されており、江戸時代から本県内に伝えられていたということが確認されております。この文書が鳥取にあるのは、赤穴氏の一族が分裂し、鳥取城下で真宗寺を開いたと言われており、その寺から今の上田家のご当主の祖父に当たる方が、八頭郡才代村の中村家の養子となり心了寺を引き継ぎ、その後鳥取市内の上田家の養子となったという経過によって伝来されてきたことによるものです。この3件について、文化財保護審議会に諮問し、県の指定文化財に指定しようとするものです。

○坂本委員

この文書を読める方はいらっしゃるのでしょうか。

○片山文化財課長

文化財保護審議会の先生の中に専門の方がいらっしゃいます。また、現在県史の編纂を行っておりますが、その委員の中にも読める方がいらっしゃいます。

○中島委員長

よろしいでしょうか。（賛同の声）。第2号は、原案のとおり決定といたします。

(2) 報告事項

○中島委員長

続いて報告事項に入ります。報告事項アについて、説明をお願いします。

報告事項ア 美術館の建設場所に関する県民意識調査について

○大場理事監兼博物館長

報告事項アについて、美術館の建設場所に関する県民意識調査を実施していますので、報告させていただきます。調査票の内容については、12月の定例教育委員会でご報告したところですが、その後、議会の意見等を踏まえて若干修正した箇所がございます。具体的に申し上げますと、調査票の参考資料6頁の市役所敷地についての記載の中で、整備費の一部に中心市街地活性化補助金が充当できれば県の整備負担が1～2億円減少という記載があり、修正前はこれに引き続いて、倉吉ラグビー場に建設した場合には補助金の充当が3～4億円なのに比べて少ない理由を記載していたのですが、議会の方からこのような細かい説明は県民の皆さんが読まれても理解しにくいという指摘があり、記載を削除しております。

現在、修正した意識調査票を5千人の県民の皆さんに発送しており、パンフレット、参考資料も添付し、構想を踏まえて回答し、1月27日までに投函していただくようお願いしております。この結果を踏まえて、検討委員会で議論していただき、最終報告をすることとしていくのですが、その検討委員会を2月10日に予定しております。本来ならその検討委員会に付議する資料もこちらでご相談すべきですが、日程の都合上、皆様には郵送等で送らせていただき、確認をお願いしたいと思っております。

○中島委員長

何か質問等はございますか。鱸委員はこの件についてはどうお考えでしょうか。

○鱸委員

色々な見方があると思っておりますが、規模の小さな鳥取県で美術館を作るという意味をどう考えるかが大切だと考えています。例えば観光という視点で見ると例えばアクセスのいいところに建設することになると思いますし。

以前イタリアに行ったことがあり、その際に美術館を見に行ったことがあるのですが、そこで現地の子どもが学校の授業で美術館に来ているのを見て驚いた経験があります。何の説明がなくても、子どもたちの感性よく作品を見て色々と感じているようでした。私は、美術館のそういう面にとっても期待をしています。現在も、地域創生等について積極的に考えられていますが、鳥取県には鳥取県のDNAがあり、それを元にしながら地域が作られていくものだと思います。私は愛媛県の出身ですが、鳥取県には岡野貞一の童謡の優しさのようなDNAがあると感じております。そういった未来をになう子どもたちに地域のことも感じてもらえるようなことを中心に、場所よりも、内容、運営について美術館について考えていきたいと思っております。島根県や岡山県の美術館もいいと思うのですが、鳥取県のわらべ館も、鳥取県の育んだ自然な人間性が感じられ、素晴らしいと思っており、そういう美術館になるといいと思っております。予想では来場者を数万人規模で予想されていますが、そういうことばかりをあまり考えず、規模が小さくても、県民が喜ぶような美術館になればいいと思います。

○中島委員長

今まで議論を通して、美術館には確かに観光や地域振興という視点もあるのですが、特にここが教育委員会ということもあり、教育にどのように貢献ができるかということが最も重要なテーマだと考えています。まさに昨日の総合教育会議でもその話が出たのですが、美術館ができるまでにはもう少し時間がある中で、美術館をどう学校教育の中に生かしていくかということについて、先ほど鱸委員がイタリアの例をおっしゃったように、世界、日本の各地での色々な実践例も踏まえながら、鳥取県なりの教育との関わりを作っていくことをしっかりとしていかなければ

ないと思います。文化と言うと、国のものという言い方になりがちですが、基本的には文化は生活に根ざしたもので、地域ごとのもののはずだと思います。だから、クールジャパンとか、国家戦略としての文化ではなく、しっかり地域に根ざした形の、鳥取で美術館を教育に生かそうとするとこういう形になった、という鳥取スタイルのようなものが作れたら一番いいのかなと思います。我々も頑張って、皆さんと色々とアイデアを絞り出しながらやっていきたいと思っています。

以上で報告事項は終わります。

4 その他

○中島委員長

その他、委員の皆さんから、何かございましたら発言をお願いします。

○若原委員

昨日の総合教育会議なのですが、位置づけは、知事の諮問機関となるのでしょうか。

○林教育総務課長

法的には、知事と教育委員会との協議をする場です。そこに有識者が入って、意見を述べてもいい、というものです。鳥取県の場合は、過去の経緯もあり、そこに入っている有識者の方も委員の形で入っていただいているものになります。

○若原委員

ということは、私たちの発言も、教育委員としての発言ということになりますね。

また、進行の中で、議題の提案者がはっきりしないと思うことがあります。例えば美術館に関する事なら、教育委員会が提案者となりますので、私も提案側として発言できるのですが、それ以外の場合に、自分の立場がよくわからないと思います。

○山本教育長

最終的に大綱を決める際に、知事と教育委員とが協議をして決定したという形になるので、原案は事務局同士で擦り合わせは出来ている中、それに対して、特に委員として、ここはもう少しこうしたほうがいいのかというような意見を出していただければと思います。昨日のようなやり方でいいのではないかと考えております。

○中島委員長

大綱は、最終的には知事が決定するものなのですか。

○林教育総務課長

大綱自体は、知事に決定権があります。ただ、大綱を決めるに当たり、総合教育会議の場で、知事と教育委員会が協議することがルールとなっています。総合教育会議は協議をする場ですので、美術館のようにある程度教育委員会が提案して、知事側の意見を聞くということもあるでしょうし、今回の場合の地震への対応のように知事側からどうか、と話があり、教育委員会側と知

事側とそれぞれでやるべきことを確認していった大綱に記載するというものは知事側からの提案という考え方もできると思います。

○山本教育長

知事の権限に、総合調整権という大きな権限があり、各種行政委員会を束ねるような調整をする権限がある一方で、地方教育行政法の中で、知事が予算を決めるときには教育委員会と協議しなければならないという規程があるのですが、従来はその協議について、事務局と知事部局の財政担当と予算を作る中でのやりとりをもって、形式的に協議をしたという形にしていました。今後はその予算の協議についても、総合教育会議の中での議題の1つにきちんと位置付けられるということになると思います。こういう予算が必要だということを、総合教育会議の場で知事としっかり協議し、必要だという認識を知事に持ってもらった上で、予算化することにしていきたいと思っています。

○中島委員長

それでは、本日の定例委員会は、これで閉会とします。次回の開催は2月15日としたいと思います。よろしいでしょうか。（賛同の声）。

ご起立ください。以上で本日の日程を終了します。お疲れさまでした。